２０１３年９月議会　本会議　介護保険特別会計

認第８号、平成２４年度藤枝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対の討論を行います。

介護保険制度は、市町村が運営主体となり、自治体の判断と責任において行われる自治事務ですが、保険料の算定にはサービス料を増やせば保険料や利用料に連動すると言った根本的な制度矛盾があります。

介護の提供に要する費用から原則１割の利用者負担を除いた介護給付費の公費財源が総額の５０％でありますが、国が２５％都道府県と市町村で１２・５％づつです。制度開始当初は国庫負担は５０％であったのを２５％にまで引き下げる国の責任放棄ともいえる財政構造の下で、自治体は“保険料値上げか給付費削減か”をいうジレンマにあります。

　そうした制度自体を作ってきたのは国で有りますから、その理由を以って反対するのではありません。本討論は、今決算で４０歳以上の市民すべてが関連する月額基準額で７３０円と言う値上げの正当性があったのかと言う点です。

　第５次ふじえだ介護福祉プランを策定する段階でありました平成２３年２月議会の議案質疑において、介護保険料の算定の際、県の財政安定化基金と市の介護給付費準備金を全て取り崩す計算をして、それでも介護給付費の増大を賄う事が出来ず、値上げとされた事が明らかになりました。複雑な計算式でしたが、私自身、計算してその仕組みがよくわかりました。

　所が今決算では３億４千万円ある支払い準備金取り崩し金の内、予算化された１億３千万が年度途中の補正の減額と併せ結果的に調停額がゼロ、基金取り崩しが不要とされました。介護療養型から医療型への鞍替え、介護老人保健施設の給付費減などの要因や、来年度以降マイナスになった場合に備えるなど、当局として様々な理由があるでしょうが、出来る事をやってもなお値上げせざるを得ないという当初の説明はじゃあなんだったのか。見込みが違っていたのではないか。市民の皆さんはそう感じる事だと思います。ただでさえ負担増の嵐の下でギリギリに生活している市民に対して納得ある理由となるとは思われません。

　今後２年間の運営の中で、当初の予定通り基金の使途は保険料軽減に使っていく事を、今議会の議案質疑で確認したところですが、今会計での実質収支１億３千万の黒字と、基金１億３千万と併せて２億６千万という金額を保険料算定基準に当てはめると月額２００円程度の負担軽減になるはずです。基金ももとはと言えば、市民から集めた大事な税金です。最大限負担軽減に使うべきものであると考えます。

　はたして、大幅値上げが必要な状況であったのか、市民の立場に立って納得あるものとなっていない理由で反対討論といたします。